

お知らせ

パートII

募集

障害者を対象とした非常勤職員(登録制)

平成25年度採用

市では、障害者の雇用の促進等に関する法律第37条の趣旨に基づき、障害者を対象とした非常勤職員を募集します。

選考後、非常勤職員登録者名簿に登録し、平成25年4月から随時非常勤職員として採用します。

※名簿に登録されても採用されない場合があります。
●勤務内容：事務または作業など。

●勤務形態：週3日・1日7時間の勤務を基本としますが、希望などを考慮し決定します。

●勤務場所：市役所本庁または出先機関。

●賃金：時給820円～900円(経験年数による加算あり)。

※通勤手当あり。

●選考方法：書類審査および面接(2月に実施)。

●登録期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日。

●次の①～③すべてに該当する人。

①障害者手帳の交付を受けている人。

②自力での通勤ができ、介護者なしに職務遂行が可能な人。

③地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない人。

平成25年1月31日(木)までに、履歴書(自筆で写真張り付け)

および障害者手帳の写しを左記まで郵送または持参。

〒270-1396 印西市大森2364-12・☎内線4333。

保育園の非常勤職員

市立保育園で勤務する非常勤職員を募集します。

【保育士】

●業務内容：保育に関すること。

●勤務場所：市立保育園。

●勤務時間：平日・午前7時～午後7時、土曜日・午前7時～午後5時の間。

①一日7・5時間程度。②一日6時間程度、週20時間未満③午前7時～9時30分、午後4時～7時の延長保育時間。

※ただし、園の状況により勤務時間が多少異なります。

●健康で保育の仕事に情熱を持つ65歳未満で保育士の資格を有する人。

●賃金：保育士1,020円(通勤手当有り)。

●登録制。

【栄養士】

●業務内容：保育園給食に関すること(献立作成・保育園児の食育に関することなど)。

●勤務場所：市役所保育課。

●勤務期間：12月～平成25年3月まで。

●勤務時間：平日・午前8時30分～午後5時(実働7・5時間程度)。要相談。

●定1人。

●健康で食育に関心のある65歳未満の人で、栄養士の資格を有する人。

●賃金：栄養士940円(通勤手当有り)。

●履歴書(自筆で写真張り付け)と、資格証明書の写しを左記まで提出。

●保育課保育班(☎内線223)。

パート職員の募集

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に起因する、市内農産物への放射性物質の影響を検査する事業を実施するため、検査協力を得た生産者農場から農産物採取・調整し、検査を行う従事者を左記のとおり募集します。

●雇用期間：12月1日(土)～平成25年3月31日(日)(週4日程度、午前9時～午後5時)。

●離職を余儀なくされた失業者で市内在住の者(要運転免許)。

●定1人。

●賃金：時給830円(交通費支給)。

●11月12日(月)(必着)までに、履歴書(写真張り付け)を問い合わせて先まで郵送または持参してください。

【面接】

●11月20日(火)・午前9時。

●市役所農業委員会会議室。

●園農政課振興班(☎内線376)。

平成25年度 千葉県生涯大学校入学生

●県内に住所を有する55歳以上(昭和33年4月1日以前生まれ)の人。

●定員および修業年限：①地域活動部(730人・2年間) ②造形学部・園芸コース(630人・1年間) ③地域活動専攻科(100人・1年間)。

●入学学金無料。各授業料(年額)は次のとおり。

①地域活動部：15,000円 ②造形学部園芸コース：27,000円、陶芸コース：54,000円 ③地域活動専攻科：15,000円。

●教材費は別途自己負担。
●学園事務局および本校舎所在地：千葉市中央区、松戸市、流山市、銚子市、茂原市、館山市。
●土・日曜日、祝日を除く11月9日(金)～12月28日(金)(午前9時～午後5時)の間に左記へ。郵送の場合は、12月28日到着のものまで受け付けます。

●入学案内は、11月上旬から生涯大学校各学園、市介護福祉課千葉県ホームページで入手可。
●千葉県生涯大学校事務局(〒260-0801千葉市中央区仁戸名町666-2・☎043-266-4705)。

保・年金

所得申告用「国民健康保険税・後期高齢者医療保険料及び介護保険料の納付額」について

「平成24年中に納めた国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料のお知らせ」を来年1月下旬に郵送します。このほかには平成24年1月～12月までに納付した金額が記載されています。

なお、年末調整を行う人は、各課窓口で随時発行しますのでお申し出ください。

年金から特別徴収されている人は、1月下旬に送付予定の公的年金などの源泉徴収票に記載されています。

●国保年金課保険税班(☎内線2811・284)、国保年金課

高齢者医療年金班(☎内線289・299)、介護福祉課介護保険班(☎内線277)。

社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書を発行

●年末調整・確定申告まで大切に保管を。
●国民年金保険料は、所得税および市県民税の申告において全額社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成24年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部からはがきで送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収書)の添付をしてください。

また、10月1日～12月31日の間に、今年初めて国民年金保険料を納付された人には、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付した場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

控除証明書の照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号へお問い合わせください。

●【証明書専用ダイヤル】0570-070-117(平成25年3月15日まで)。

●通話料金は、一般の固定電話の場合、市内通話料金で利用可。

11月30日(金)は国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納期限

11月30日(金)は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の第5期および介護保険料の第4期納期限です。納め忘れのないようお願いします。口座振替をご利用の方は、残高不足のないようご確認ください。

納付が困難な場合は、そのままにせず下記窓口で納付相談をしてください。

- 【保険料(料)が未納の場合】
- 保険料(料)を未納のままにすると、各保険サービスを利用する際に制限を受ける場合があります。
- 【国民健康保険税について】国保年金課保険税班(☎内線281～284)。
- 【後期高齢者医療保険料について】国保年金課高齢者医療年金班(☎内線289・299)。
- 【介護保険料について】介護福祉課介護保険班(☎内線277)。

ただし、携帯電話の場合は全額個人負担。
*I P 電話(☎03-6700-1130) 通話料金は、全額個人負担。

「扶養親族等申告書」は期限までに提出を

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされます(障害年金・遺族年金は課税されません)。

課税対象となる受給者は、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、提出期限である11月30日(金)までに提出してください。

●65歳未満(年金額が108万円以上)、65歳以上(年金額が158万円以上)。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収額が決まります。もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

●年金以外の収入がある人は確定申告が必要です。

●【ねんきんダイヤル】(☎0570-051165)、市国保年金課高齢者医療年金班(☎内線288・289)。

●【ねんきんダイヤル】(☎0570-051165)、市国保年金課高齢者医療年金班(☎内線288・289)。